

倶知安町産婦健康診査費用助成のご案内



令和3年4月1日より産婦健康診査費用の一部を助成します。

<助成の対象となる方>

- ・倶知安町に住民票のある産婦さん

<助成の対象となる産後健診と費用>

令和3年4月1日以降に実施した産婦健診

- 1) 産後2週前後 上限5,000円(税込)
- 2) 産後1か月前後 上限5,000円(税込)

※検査費用が上限金額を超えた場合は、自己負担となります。

<受診票の使い方>

- ・産婦健康診査を受けた医療機関へ産婦健康診査受診票を提出してください。
- ・道外など北海道の協定に参加していない医療機関では使用できません。その際は、後日、公費負担の申請を行ってください。

<公費負担申請の方法>

- ・倶知安町こども未来課母子保健係の窓口にて申請して下さい。

[手続きに必用な物]

- ①産婦健康診査費用が分かる領収書
- ②産婦健康診査結果が記載された母子手帳
- ③振込口座の通帳
- ④印鑑

<受診結果の取り扱い>

- ・実施医療機関により母子健康手帳に結果を記載します。
- ・実施医療機関により受診票に結果を記載し、倶知安町へ書面にて報告されます。
- ・実施医療機関において受診結果を総合的に判断し要支援・要治療となった場合は、産婦本人の同意を得た上で、速やかに倶知安町へ電話連絡・書面にて報告があります。その際は、倶知安町にて医療機関等と連携し、必要な手立てを産婦さんが受けられるよう支援してまいります。

※ご不明な点など詳細、お問い合わせは下記担当にお願いします。



〒044-0001

北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目

倶知安町こども未来課母子保健係

TEL 0136-22-1144

FAX 0136-21-2143